

## 現状・改正主旨

- 限定特定行政庁における建築主事等は、①法第6条第1項第4号に規定する建築物（4号建築物）及び②準用工作物のうち小規模なものに係る事務を行うこととされている（令第148条第1項）
- 限定特定行政庁は、上記の建築物又は工作物に係る違反是正の措置命令や道路位置指定等に関する事務を行うこととされている。（令第148条第2項）
- 今般の法改正により、建築確認審査の対象となる建築物の規模や仕様規定（壁量計算等）で構造安全性を確認できる木造建築物の規模が変更される※ことを踏まえ、限定特定行政庁における建築主事等及び限定特定行政庁の業務範囲を見直す。  
※構造計算が必要な木造建築物の対象変更に伴う変更

## 改正概要

- 限定特定行政庁における建築主事等の木造建築物に関する事務の範囲を以下のとおりとする。
  - ・新2号建築物（地階を除く階数が3以上、延べ面積が300㎡超又は高さ16m超を除く）
  - ・新3号建築物
- 限定特定行政庁の事務に、上記の建築物に関する①～③の事務を追加する。

	限定特定行政庁の事務に追加する規定	内容	改正日（施行）
①	法第7条の6第1項第1号、第4項	仮使用認定	R7.4.1
②	法第87条の4	建築設備への準用	
③	法第90条の2	工事中の特殊建築物等に対する措置	
<参考> ①～③の他、法第86条の7の改正を踏まえ、令第137条の12第6項及び第7項が創設されており、限定特定行政庁の事務として④の事務が追加されている。			
④	令第137条の12第6項、第7項	大規模修繕等に係る認定(接道規制・道路内建築制限)	R5.9.13公布、R6.4.1施行

## 【建築基準法施行令第148条】

### 限定特定行政庁の建築主事等の業務範囲

#### ○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

↓令和7年4月1日からはこちらが業務範囲

#### 改正前

- 木造
  - ・ 階数が2以下
  - ・ 延べ面積500㎡以下
  - ・ 高さ13m以下／軒の高さ9m以下
- 木造以外
  - ・ 平屋
  - ・ 延べ面積200㎡以下

#### 改正後

- 木造
  - ・ 地階を除く階数が2以下
  - ・ 延べ面積300㎡以下
  - ・ 高さ16m以下※<sup>1</sup>
 仕様規定（壁量計算等）の対象変更※<sup>2</sup>
- 木造以外
  - ・ 平屋
  - ・ 面積200㎡以下
 変更なし

※<sup>1</sup> 平屋かつ面積200㎡以下のものについては高さ制限なし  
 ※<sup>2</sup> 構造計算が必要な木造建築物の対象変更に伴う変更

#### ○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

↓令和7年4月1日からはこちらが業務範囲

#### 改正前

対象外

#### 改正後

- 木造
  - ・ 地階を除く階数が2以下
  - ・ 延べ面積300㎡以下
  - ・ 高さ16m以下
 確認検査の対象拡大  
 （平屋かつ面積200㎡以下のものを除く。）
- 木造以外 対象外 変更なし

(注1) 新築、改築等について都道府県知事の許可を必要としないものに限り、また、1号建築物を除きます。  
 (注2) 小規模工作物（煙突、高さ10m以下の広告塔、高さ3m以下の擁壁等）の対象については変更はありません。